

## 経済産業省の当面の対処方針

平成 21 年 5 月 22 日  
経済産業省新型インフルエンザ対策本部

### 1. 情報収集と経済活動への影響の確認

新型インフルエンザの国内外での発生状況に対応して、国内産業や事業者に与える経済活動への影響について、引き続き確認・調査を行う。

### 2. ライフライン・生活必需品に係る対応

電力・ガス・石油等のライフラインや生活必需品に関して、

- 発生国からのエネルギー資源の確保・供給に影響が出る場合に備え、必要に応じて関係機関や事業者等から情報収集を行い、エネルギー需給の動向の注視
- 国内において全国的又は局地的に需給逼迫等の問題が発生していないかについて、関係機関や事業者等と密接に連携して動向を注視し、安定供給確保に向けた対策の実施

とともに、

- エネルギー等や生活必需品の安定供給、原子力の安全、ライフライン関係施設の保安確保に支障が出ないように、社会機能の維持に関わる事業者等に対して事業継続に向けた協力要請、指導

等を行う。

### 3. 産業界等に対する注意喚起と要請等

関係事業者団体・独法・政府系金融機関等に対して、政府の新型インフルエンザ対策本部の基本的対処方針、政府行動計画及び政府ガイドライン等を踏まえた対策を講ずるよう注意喚起等を行うとともに、新型インフルエンザに係る対応の状況について聴取する。

また、関係事業者団体・独法・政府系金融機関等に対して、事業自粛の要請は行わない。ただし、事業運営における感染機会を減らすための工夫、従業員に対する時差通勤等の検討を必要に応じて行うよう要請する。

さらに、中小・小規模企業からの新型インフルエンザへの対応に関する相談窓口を各経済産業局や中小企業関連団体等に設置するとともに、金融支援措置として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等において、資金繰りに関する相談窓口の設置、セーフティネット貸付等の支援策を講ずる。

### 4. その他

発生国・地域への出張等に当たっては、新型インフルエンザの発生状況等に関する情報に留意する。